

2014年11月20日 全20頁

大口信用供与等規制の細則の見直し①

【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】見直しの概要

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正）を公表した（同年同月22日に公布）。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。
- そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。第1回となる本稿のテーマは、見直しの概要である。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、公募社債の追加など、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大している。
- また、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）について、受信側グループに対する限度額を、「40%」から国際的な標準である「25%」に引き下げている。
- そして、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大している。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。
- ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. <u>大口信用供与等規制の細則の見直しの概要</u>	3
■ 3. <u>施行スケジュール</u>	9
■ <u>【付属資料】見直し前の大口信用供与等規制の概要</u>	11

1. はじめに

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（以下、「銀行法施行令・銀行法施行規則等改正」）を公表した¹（同年同月22日に公布）²。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正（以下、「2013年銀行法等改正」）³に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

我が国の大口信用供与等規制では、銀行その他の預金取扱金融機関及び銀行持株会社（以下、「銀行等」）⁴に対して、特定の企業・グループ（以下、「同一人」）に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している。

2013年1月に公表された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）による報告書、「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下、「WG報告」）⁵では、この大口信用供与等規制の見直しが提案された。

見直しを要する理由として、WG報告は、「我が国の大口信用供与等規制は、デリバティブの発達など金融技術の普及・高度化、複数の取引主体が絡む取引の複雑化、M&Aや事業提携などによるグループ構造の多様化・複雑化に対応しきれていないのではないかとの問題がある。同様の問題意識から、2012年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて、我が国の大口信用供与等規制はMNC（Materially noncompliant：著しい程度で不遵守）と評価されている」点を挙げた。

WG報告における大口信用供与等規制の見直し案は、2013年銀行法等改正、そして今回の銀行法施行令・銀行法施行規則等改正にて概ね踏襲されている。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/20141017-2.html>)
(同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載)

² 官報ウェブサイト参照 (<http://kanpou.npb.go.jp/20141022/20141022g00233/20141022g002330000f.html>)

³ 2013年銀行法等改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（鈴木利光）[2013年5月31日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html)

⁴ 本稿では、銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に係る大口信用供与等規制についての説明に限定する。

⁵ 金融庁ウェブサイト参照 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html)

そこで、本稿を第 1 回とする計 3 回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。計 3 回のテーマは、次のとおりである。

【各回テーマ】

第 1 回：見直しの概要

第 2 回：「信用供与等」の範囲と額

第 3 回：受信側グループの合算範囲

2. 大口信用供与等規制の細則の見直しの概要

(1) 2013 年銀行法等改正

最初に、大口信用供与等規制の根幹を定める銀行法 13 条に係る 2013 年銀行法等改正を、新旧対照表で提示する（下線部が実質的な変更箇所）⁶。

2013 年銀行法等改正	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等) 13 条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（<u>信用の供与又は出資に相当するものを含む。</u>）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等) 13 条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>2 項（変更なし） 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p>	
<p>3 項 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等について</p>	<p>3 項 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用</p>

⁶ 本稿では割愛するが、銀行持株会社に係る大口信用供与等規制の根幹を定める銀行法 52 条の 22 についても、同 13 条の改正とほぼ同内容の改正がされている。

<p>は、適用しない。</p> <p>二. 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等</p> <p>二. <u>信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等</u></p>	<p>の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。</p>
<p>4項（変更なし） 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。</p>	
<p>5項 <u>いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>6項（変更なし）（※） 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p>	

（※）改正前の5項

（出所）銀行法13条に係る2013年銀行法等改正より大和総研金融調査部制度調査課作成

2013年銀行法等改正のうち、13条1項の加筆部分は、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲の拡大を示唆している。

また、2013年銀行法等改正のうち、13条3項2号の新設は、原則として（現状では規制対象外とされている）インターバンク取引（コールローン等）や金融機関預け金（預金）を規制対象とする一方で、一定のものについては（現状どおり）適用除外とする旨示唆している。

そして、2013年銀行法等改正のうち、13条5項の新設は、大口信用供与等規制の潜脱を防止することを目的としている。具体的には、潜脱として名義分割や迂回融資等が行われた場合、実質的な与信先を「受信者」とみなして大口信用供与等規制を適用する。

（2）銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の概観

金融庁は、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の概観を、図表1のように提示している。

図表 1 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の概観

	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ 原則、規制対象とする	原則、オン・バランス、オフ・バランスの <u>全ての取引が規制対象</u>
信用供与等の限度額(受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の40% ⇒ 25%	銀行(グループ)の自己資本の25%
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(議決権50%超の形式的支配関係で判断) ⇒ 議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相互関連性(実質支配力基準)</u> に基づき判断	議決権による支配関係のほか、 <u>経済的な相互関連性</u> に基づき判断

(注)「我が国の規制」における「⇒」以降の記述が、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正を構成する。

(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 45 号)に係る説明資料」(2013 年 6 月) (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/183/setsumeij.pdf>)

(3) 信用供与等の範囲の拡大

図表 1 からわかるとおり、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲を拡大している。

見直し前の規制からの変更点の概要は、次の①から⑤のとおりである。なお、詳細については、別途公表する大和総研レポート「大口信用供与等規制の細則の見直し②」を参照されたい。

① コミットメントライン(特定融資枠契約)の融資未実行残高

見直し前の規制では、コミットメントライン(特定融資枠契約)⁷の融資未実行残高は規制対象外とされていた(p.13 参照)。

しかし、WG 報告は、原則としてこれを大口信用供与等規制の適用対象とすべき旨提案した。

理由としては、「顧客の請求に応じ融資を行うことが銀行等に義務付けられており、既に信用を供与しているものともみなし得ることや、大口信用供与等規制は保守的であることが求められていること」(WG 報告)を挙げた。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、完全にではないものの、このような WG 報告の提案が概ね踏襲されている。

② インターバンク取引(コールローン等)、金融機関預け金(預金)

見直し前の規制では、インターバンク取引(コールローン等)や金融機関預け金(預金)は

⁷ 顧客と銀行が予め契約した期間・融資枠の範囲内で、顧客の請求に基づき、銀行等が融資を実行することを約束(コミット)する契約をいう。

規制対象外とされていた（p. 13 参照）。

しかし、WG 報告は、原則としてこれらを大口信用供与等規制の適用対象とすべき旨提案した。

理由としては、「仮に借り手や預け先の金融機関が破綻した場合には、貸し手や預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定される」（WG 報告）点を挙げた。

もともと、「一方で、リスク特性や取引実態などを勘案する必要もある」（WG 報告）ことから、WG 報告は、例えば次のようなインターバンク取引や金融機関預け金については、（現状どおり）適用除外とすべきとした。

【適用除外とすべきインターバンク取引や金融機関預け金（例示）】

- ▶ 資金決済時に係る短期エクスポージャー
- ▶ 一定の条件を満たすグループ内金融機関間の取引
- ▶ 協同組織金融機関による中央機関（連合会）への預け金
- ▶ 短資会社への直接の信用供与となる有担保コール
- ▶ 日本銀行等に対する信用供与
- ▶ 銀行持株会社が子銀行の自己資本充実のために行う信用供与（劣後ローン）

（出所）WG 報告より大和総研金融調査部制度調査課作成

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このような WG 報告の提案が踏襲されている。

③ デリバティブ取引に係る信用リスク相当額

見直し前の規制では、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額は、技術的な問題から、経過措置として、当分の間、適用対象から除外されていた（p. 12・13 参照）。

しかし、WG 報告は、「主要国と同様、デリバティブ取引の信用リスク相当額について、自己資本比率規制におけるリスクアセット算出と同様の手法で計測した額を規制対象とすることが適当である。」と提案した。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このような WG 報告の提案が踏襲されている。

④ 公募社債

見直し前の規制では、公募社債は、転売による信用リスクの回避が容易であるという観点から、経過措置として、当分の間、適用対象から除外されていた（p. 12 参照）。

しかし、WG 報告は、これを大口信用供与等規制の適用対象とすべき旨提案した。

理由としては、「株式は上場の有無を問わず規制対象とされていることや、社債発行会社の破

綻前に転売によってリスクを回避することは現実には難しいと考えられること」(WG 報告)を挙げた。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このような WG 報告の提案が踏襲されている。

⑤ トレーディング勘定の信用供与等

見直し前の規制では、トレーディング勘定の(ペーパーレス)CPは、「時価会計のもとで厳格なリスク管理が行われており、長期保有の蓋然性が低い」(WG 第8回「事務局説明資料 資料2」)という観点から、経過措置として、当分の間、適用対象から除外されていた(p.12 参照)。

また、貸借対照表の商品有価証券勘定(特定取引資産勘定内のものを含む。)に計上されるトレーディング目的の有価証券は、そもそも大口信用供与等規制の対象とされていない(p.14 の付属図表1 参照)。

しかし、WG 報告は、これらを大口信用供与等規制の適用対象とすべき旨提案した。

理由としては、「諸外国においては、原則、トレーディング勘定についても規制対象としており、社債と同様、保有目的を問わず破綻のリスクはあること」(WG 報告)を挙げた。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このような WG 報告の提案が踏襲されている。

(4) 信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)の引き下げ

見直し前の規制では、受信側がグループの場合、信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)は「40%」となっている(p.16・17 参照)。

IMF の FSAP レポート(p.2 参照)では、これが国際的な標準である「25%」よりも高いとの評価・勧告がなされている⁸。

そこで、WG 報告は、これを国際的な標準である「25%」に引き下げるべき旨提案した。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このような WG 報告の提案が踏襲されている(図表2 参照)⁹。

⁸ IMF ウェブサイト参照 (<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=26137.0>)

⁹ 改正を反映した後の銀行法施行令4条8項等参照

図表 2 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正
：信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）

		受信側（同一人）			
				銀行主要株主（※）	
				単体	グループ
与信側 （銀行等）	銀行（単体）	25%	<u>25%</u> （←40%）	15%	25%
	銀行（グループ）	25%	<u>25%</u> （←40%）	15%	25%
	銀行以外の預金取扱金融機関（単体）	25%	<u>25%</u> （←40%）		
	銀行以外の預金取扱金融機関（グループ）	25%	<u>25%</u> （←40%）		
	銀行持株会社（グループ）	25%	<u>25%</u> （←40%）		

（※）受信側（同一人）が「銀行主要株主」のケースを指す。ここでいう「銀行主要株主」とは、与信側（銀行等）の主要株主基準値（総株主の議決権の20%（財務諸表等規則8条6項2号の要件を満たす場合は15%）以上の数の議決権の保有者をいう（銀行法2条10項参照）。

（出所）WG第1回「事務局説明資料」及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正より大和総研金融調査部制度調査課作成

（5）受信側グループの合算範囲の拡大

見直し前の規制では、受信側グループの合算範囲、すなわち「同一人」の範囲は、「与信側からの受信側の合算対象範囲の把握可能性等を勘案し、商法（平成10年当時）上の親子関係（議決権50%超）に基づき、株式、出資による支配権を伴う資本関係があるものの集合体」（WG報告）とされていた。

具体的には、「同一人」の範囲は、受信者及びその議決権50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）のみとされていた（p.18参照）。

しかし、WG報告は、受信側グループの合算範囲について、主要国の例を踏まえ、「連結財務諸表の作成が義務付けられている大会社や有価証券報告書提出会社にあつては、議決権50%超の子会社に加え、実質支配力基準に基づく子会社（議決権40%以上＋意思決定機関等の支配）や関連会社にまで拡大」（WG報告）すべき旨提案した。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、このようなWG報告の提案が踏襲されている。なお、詳細については、別途公表する大和総研レポート「大口信用供与等規制の細則の見直し③」を参照されたい。

（6）やむを得ない理由による適用除外の明確化

大口信用供与等規制は、やむを得ない理由があるとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、適用されない。そして、「やむを得ない理由」の一つには、「金融庁長官が適当と認める」という包括的な項目がある（p.19参照）。

金融庁は、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正と同日に公表している、『主要行等向けの総合的な監督指針』、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）に対す

るパブリックコメントの結果等について」（以下、「監督指針改正」）¹⁰にて、この「金融庁長官が適当と認める」理由があるとして適用除外の承認をする場合を例示している。具体的には、次に掲げるような事情があり、銀行等の健全性に支障が生じないと認められる場合である。

【「金融庁長官が適当と認める」理由があるとして適用除外の承認をする場合（例示）】

- ▶ 法令上の義務に基づき信用供与等をする場合^(※1)
- ▶ 信用リスク削減手法^(※2)^(※3)を用いることにより、信用供与等の額が限度額を超過しない場合
- ▶ 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合^(※4)

(※1) 例えば、顧客区分管理信託（「金融商品取引業等に関する内閣府令」143条1項1号参照）がこれに該当する（監督指針改正に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.1（p.1）参照）。

(※2) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」6章5節等参照

(※3) 銀行法施行規則14条の2第1項等により、「信用供与等」の額から控除することが認められているものを除く。

(※4) この場合、金融庁は、「個別具体的な事案に即し判断することとなりますが、恒常的な信用供与等限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えております。銀行持株会社を設立する場合も同様です。」（監督指針改正に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.4・5（p.2））としている。

（出所）監督指針改正より大和総研金融調査部制度調査課作成

監督指針改正は、上記のいずれかの事情に該当し、適用除外の承認をする場合には、通常とは異なり、信用供与等の限度額超過の解消に向けた計画を求めないこととしている。

3. 施行スケジュール

2013年銀行法等改正のうち、潜脱防止部分（新設の銀行法13条5項）（p.4参照）については、2013年7月2日¹¹から施行されている。

2013年銀行法等改正のうち潜脱防止部分以外の部分、及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行される。

ただし、この「2014年12月1日」という施行スケジュールには経過措置が設けられている。

具体的には、2013年銀行法等改正のうち潜脱防止部分以外の部分、及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、施行の際、現に同一人に対する信用供与等の限度額を超えている銀行等の当該同一人に対する信用供与等については、当該銀行等が施行日（2014年12月1日）から起算して3ヶ月を経過する日（2015年2月28日）までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日（2014年12月1日）から起算して1年を経過する日（2015年11月30日）までの間は、

¹⁰ 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141017-1.html>）

（同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載）

¹¹ 2013年銀行法等改正の公布の日（2013年6月19日）より20日を経過した日

適用されない。

この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日（2015年11月30日）後も引き続き信用供与等の限度額を超えて当該信用供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日（2015年11月30日）までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日（2015年11月30日）の翌日（2015年12月1日）においてやむを得ない理由による適用除外の承認（p. 19 参照）を受けたものとみなす。

さらに、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等（「貸出金」及び「出資」を除く）のうち当該清算機関が行う業務に係るもの、そして商工債については、当分の間¹²、大口信用供与用等規制の適用対象から除外されている¹³。

（本文終了）

¹² 「当分の間」は、2019年までの間が想定されている（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 118（p. 27）参照）。

¹³ 詳細については、別途公表する大和総研レポート「大口信用供与等規制の細則の見直し②」を参照されたい。

【付属資料】見直し前の大口信用供与等規制の概要

(1) 目的

我が国では、銀行その他の預金取扱金融機関及び銀行持株会社（以下、「銀行等」）¹⁴に対して、特定の企業・グループ（以下、「同一人」）に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している（いわゆる大口信用供与等規制）。

その目的は、次の二点とされている。

【我が国における大口信用供与等規制の目的】

- 銀行等の資産の危険分散
- 銀行等の信用の広く適切な配分

（出所）WG 第2回「事務局説明資料」より大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 信用供与等の範囲

① 大枠

大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の範囲は、次のとおりであり、法令で限定列挙されている。

【「信用供与等」の範囲】

- 貸出金（資金の貸付け又は手形の割引のうち貸借対照表の貸出金勘定に計上されるもの）
- 債務の保証（貸借対照表の支払承諾見返勘定^(※1)に計上されるもの）
- 出資（貸借対照表の有価証券勘定^(※2)に株式又は出資^{(※3) (※4)}として計上されるもの）
- 社債（貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもの）^(※5)
- CP（貸借対照表の買入金銭債権勘定又はトレーディング勘定^(※6)に約束手形として計上されるもの）^(※5)
- ペーパーレス CP（貸借対照表のトレーディング勘定^(※6)に短期社債等として計上されるもの）^(※5)
- デリバティブ取引に係る信用リスク相当額^(※5)
- リース投資資産^(※7)（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの）

(※1) 信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会においては、「債務保証見返勘定」がこれに該当する。

(※2) 信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会においては、「有価証券勘定及びその他資産勘定」がこれに該当する。

¹⁴ 本稿では、銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に係る大口信用供与等規制についての説明に限定する。

- (※3) 外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。
 - (※4) 銀行持株会社が「同一人」に対して行う出資については、「信用供与等」の範囲から除外されている点に留意されたい（旧銀行法施行規則 34 条の 15 第 3 項参照）。
 - (※5) 経過措置（p. 12）に留意されたい。
 - (※6) トレーディング勘定の（ペーパーレス）CP を「信用供与等」に含めるのは、銀行・銀行持株会社及び信用金庫・信用金庫連合会のみである。
 - (※7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引で貸手側に生じる資産をいう。
- （出所）旧銀行法 13 条 1 項、旧銀行法施行令 4 条 4 項、旧銀行法施行規則 14 条等より大和総研金融調査部制度調査課作成

② 適用除外

次の「信用供与等」については、本来的に、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

【本来的に適用対象から除外されている「信用供与等」】

- 一．国に対する信用供与等（例：国債）
- 二．地方公共団体に対する信用供与等（例：地方債）
- 三．政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用供与等（例：政府保証債）
- 四．独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法 11 条に規定する資金の貸付け^(※1)
- 五．法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人に対する信用供与等^{(※2) (※3)}
- 六．特別の法律により設立された法人^(※4)で国、五に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人に対する信用供与等^{(※2) (※3)}

(※1) 四に該当するものはすべて、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合に固有の項目。

(※2) 五・六に該当するものはすべて、銀行・銀行持株会社、信用金庫連合会、労働金庫連合会及び信用協同組合連合会に固有の項目。

(※3) 三に該当するものを除く。

(※4) 五に掲げる法人に該当する法人を除く。

（出所）旧銀行法 13 条 3 項、旧銀行法施行令 4 条 11 項等より大和総研金融調査部制度調査課作成

③ 経過措置による適用除外

見直し前の大口信用供与等規制は、1998 年の金融システム改革法による銀行法等の改正に基づき制定されている。次の「信用供与等」については、制定当初からの経過措置として、「当分の間」、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

【経過措置で「当分の間」適用対象から除外されている「信用の供与等」】

- 公募社債
- トレーディング勘定の（ペーパーレス）CP^(※)

▶ デリバティブ取引に係る信用リスク相当額

(※) 銀行・銀行持株会社及び信用金庫・信用金庫連合会に固有の項目。

(出所) 旧銀行法施行規則附則(平成十年十一月二十四日総理府・大蔵省令第三十九号)2条2項等より大和総研金融調査部制度調査課作成

公募社債については、転売による信用リスクの回避が容易であるという観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

トレーディング勘定の(ペーパーレス)CPについては、「時価会計のもとで厳格なリスク管理が行われており、長期保有の蓋然性が低い」(WG第8回「事務局説明資料 資料2」という観点から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

デリバティブ取引に係る信用リスク相当額については、技術的な問題から、経過措置として、当分の間、大口信用供与等規制の適用対象から除外されている。

④ 規制対象外

次に掲げるものについては、そもそも「信用供与等」には含まれず、大口信用供与等規制の対象外である。

【規制対象外】

- ▶ コミットメントライン(特定融資枠契約)^(※)の融資未実行残高
- ▶ インターバンク取引(コールローン等)
- ▶ 金融機関預け金(預金)

(※) 顧客と銀行が予め契約した期間・融資枠の範囲内で、顧客の請求に基づき、銀行等が融資を実行することを約束(コミット)する契約をいう。

(出所) WG第2回「事務局説明資料」より大和総研金融調査部制度調査課作成

コミットメントライン(特定融資枠契約)の融資未実行残高が規制対象外とされているのは、見直し前の大口信用供与等規制が1998年の金融システム改革法による銀行法等の改正に基づき制定された一方で、コミットメントラインに係る手数料について利息制限法及び出資法の特例を定める「特定融資枠契約に関する法律」(1999年)はその後に制定されたため、とされている。

インターバンク取引(コールローン等)や金融機関預け金(預金)が規制対象外とされているのは、これらを規制対象とした場合、債務者たる「金融機関の資金繰りに悪影響を与え、資金不足に陥っている金融機関の経営の健全性をかえって阻害する事態も生じ得るため」(WG報告)とされている。

⑤ 大口信用供与等規制の対象となる資産の概観

前記①から④を総合的に勘案し、銀行等の貸借対照表の資産の部のうち大口信用供与等規制の対象となる資産を概観すると、付属図表1のようになる。

付属図表1 見直し前：大口信用供与等規制の対象となる資産の概観

(資産の部)	
現金預け金	
コールローン	
買現先勘定	
債券貸借取引支払保証金	
買入手形	
買入金銭債権 (※1)	
特定取引(トレーディング取引)資産	
商品有価証券	
商品有価証券派生商品	
特定取引有価証券	
特定取引有価証券派生商品	
特定金融派生商品	
その他の特定取引資産 (※2)	
金銭の信託	
有価証券	
国債	
地方債	
短期社債	
社債 (※3)	
株式	
その他の証券 (※4)	
貸出金	
割引手形	
手形貸付	
証書貸付	
当座貸越	
外国為替	
その他資産	
未決済為替貸	
前払費用	
未収収益	
先物取引差入証拠金	
先物取引差金勘定	
保管有価証券等	
金融派生商品	
社債発行費	
リース投資資産	
その他の資産	
有形固定資産	
無形固定資産	
繰延税金資産	
再評価に係る繰延税金資産	
支払承諾見返	
貸倒引当金 (▲)	

(注) 色つき部分が対象(色の薄い項目は、一部のもののみが該当)。

(※1) 約束手形(CP)として計上されるもののみが対象。

(※2) 約束手形(CP)又は短期社債等(ペーパーレスCP)として計上されるもののみが対象。もっとも、現在

- は経過措置により適用対象から除外。
 (※3) 私募社債に該当するもののみが対象（公募社債は経過措置により適用対象から除外）。
 (※4) 出資に該当するもののみが対象。
 (出所) WG 第2回「事務局説明資料」より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 信用供与等の額

大口信用供与等規制の対象となる「信用供与等」の額は、オンバランス取引の場合、「信用供与等」として貸借対照表に計上される額の合計額（前記（2）参照）から、次に掲げる控除額の合計額を控除して算出する。

【信用供与等の額 =

「信用供与等」として貸借対照表に計上される額の合計額 − 次に掲げる控除額の合計額】

【控除額】

- ▶ 貸出金に係る次に掲げる額の合計額
 - 銀行等に対する預金等（預金又は定期積金）に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額^(注)
 - 輸出代金保険^(※1)の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 海外事業資金貸付保険^(※2)の付された貸出金の額のうち当該保険金額^(※3)
 - 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金^(※4)の決済に係る本邦通貨による貸付金^(※5)の額
 - 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であって株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額
- ▶ 債務の保証に係る次に掲げる額の合計額
 - 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してなされる債務の保証の額
 - 銀行その他の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額
 - 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額
 - 輸入取引に伴ってされる保証又は手形の引受けの額
 - 海外事業資金貸付保険^(※2)の付されている保証の額のうち当該保険金額^(※3)
- ▶ 株式又は出資が「その他有価証券」^(※6)であって、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表と帳簿価額との差額
- ▶ 信用金庫連合会への出資の額^(※7)
- ▶ 労働金庫連合会への出資の額^(※8)

- 信用協同組合連合会及び株式会社商工組合中央金庫への出資の額^(※9)
- 私募社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額^(※10)
- 社債^(※11)及び(ペーパーレス)CP^(※12)に係る次に掲げる額の合計額
 - 銀行等に対する預金等(預金又は定期積金)に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額
 - 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額^(注)
- 上記に準ずるものとして金融庁長官が定める額

(注) 時価評価された額(銀行法施行令・銀行法施行規則等改正に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 58~64 (p. 15) 参照)。

(※1) 貿易保険法 30 条 2 項参照

(※2) 貿易保険法 54 条 2 項参照

(※3) 銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。

(※4) 当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。

(※5) 当該貨物に係る船積書類到着後 6 ヶ月以内に返済期限が到来するものに限る。

(※6) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」) 8 条 22 項参照

(※7) 信用金庫に固有の項目。

(※8) 労働金庫に固有の項目。

(※9) 信用協同組合に固有の項目。

(※10) 株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。

(※11) 公募社債については、経過措置により、当分の間、適用対象から除外されている。

(※12) トレーディング勘定の(ペーパーレス)CPについては、経過措置により、当分の間、適用対象から除外されている。

(出所) 旧銀行法施行規則 14 条の 2 第 1 項等より大和総研金融調査部制度調査課作成

銀行等が子会社その他の当該銀行等と「特殊の関係のある者」(p. 18 参照)(以下、「子会社等」)を有する場合の「信用供与等」の額は、(前記(p. 15 参照)に掲げる控除額の合計額のみならず、)当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該銀行等又は他の子会社等が保証している額もまた、「信用供与等」として貸借対照表に計上される額の合計額(前記(2)参照)からの控除対象となる¹⁵。

なお、オフバランス取引については、大口信用供与等規制の対象とされていないため定めがない。

(4) 信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)

銀行等における「同一人」に対する信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)は、付属図表 2 のとおりである¹⁶。

¹⁵ 旧銀行法 13 条 2 項、旧銀行法施行規則 14 条の 5 等参照

¹⁶ 旧銀行法施行令 4 条 6 項・9 項等参照

付属図表 2 見直し前：信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）

		受信側（同一人）		銀行主要株主（※）	
		単体	グループ	単体	グループ
与信側 (銀行等)	銀行（単体）	25%	40%	15%	25%
	銀行（グループ）	25%	40%	15%	25%
	銀行以外の預金取扱金融機関（単体）	25%	40%		
	銀行以外の預金取扱金融機関（グループ）	25%	40%		
	銀行持株会社（グループ）	25%	40%		

（※）受信側（同一人）が「銀行主要株主」のケースを指す。ここでいう「銀行主要株主」とは、与信側（銀行等）の主要株主基準値（総株主の議決権の20%（財務諸表等規則8条6項2号の要件を満たす場合は15%）以上の数の議決権の保有者をいう（銀行法2条10項参照）。

（出所）WG第1回「事務局説明資料」より大和総研金融調査部制度調査課作成

信用供与等の限度額の基準となる「自己資本の額」は、国際統一基準行¹⁷と国内基準行¹⁸でその内容を異にする。

国際統一基準行における「自己資本の額」は、（連結）普通株式等 Tier 1 資本の額、（連結）その他 Tier 1 資本の額及び（連結）Tier 2 資本の額の合計額である¹⁹。銀行等に関連会社（持分法適用会社）がある場合、関連会社（持分法適用会社）の単独の自己資本をそのまま加算する。（連結）普通株式等 Tier 1 資本の額及び（連結）Tier 2 資本の額の算定にあたっては、その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象がその他有価証券であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を含めない²⁰。

国内基準行における「自己資本の額」は、（連結）コア資本の額である²¹。銀行等に関連会社（持分法適用会社）がある場合、関連会社（持分法適用会社）の単独の自己資本をそのまま加算する²²。

¹⁷ 海外営業拠点を有する銀行等の自己資本比率基準（国際統一基準）により自己資本比率を算出する銀行等をいう。

¹⁸ 海外営業拠点を有しない銀行等の自己資本比率基準（国内基準）により自己資本比率を算出する銀行等をいう。

¹⁹ 詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html

²⁰ 「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づく銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」（以下、「単体調整告示」）1条及び「銀行法施行規則第十四条の五第五項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件」（以下、「連結調整告示」）1条参照

²¹ 詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、国内基準行版公表＜訂正版＞」（鈴木利光）[2013年5月24日]

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130524_007209.html

²² 単体調整告示2条及び連結調整告示2条参照

(5) 与信側・受信側グループの合算範囲

① 与信側グループの合算範囲

与信側グループの合算範囲、すなわち銀行等のグループ（付属図表 2 参照）の範囲には、銀行等（与信者）及び銀行等（与信者）と「特殊の関係のある者」が含まれる。具体的には、銀行等（与信者）及びその子会社、連結子会社、関連会社（持分法適用会社）が含まれる²³。

② 受信側グループの合算範囲

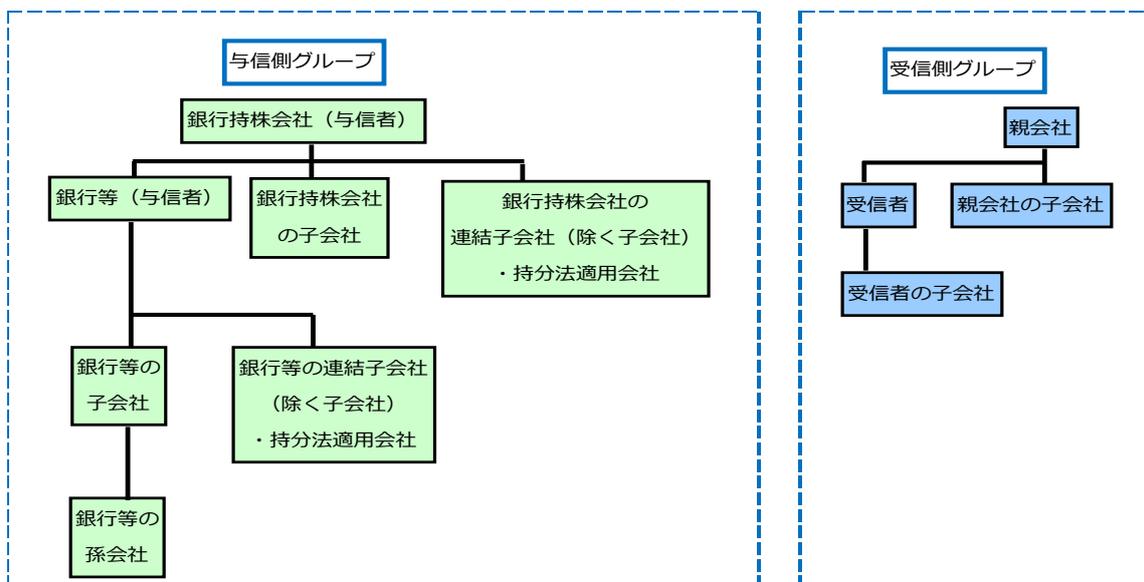
受信側グループの合算範囲、すなわち「同一人」の範囲には、受信者及びその議決権 50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等が含まれる²⁴。

もともと、グループ内の資金配分の効率性に配慮する観点から、受信者が、与信者の子会社²⁵、与信者を子会社とする銀行持株会社、又は当該銀行持株会社の子会社（与信者の兄弟会社）に該当する場合は、受信者に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない）²⁶。

③ 合算範囲の概観

与信側・受信側グループの合算範囲の概観は、付属図表 3 のとおりである。

付属図表 3 見直し前：与信側・受信側グループの合算範囲（概観）



²³ 旧銀行法 13 条 2 項、旧銀行法施行規則 14 条の 4 等参照

²⁴ 旧銀行法 13 条 1 項、旧銀行法施行令 4 条 1 項等参照

²⁵ 議決権 50%超の会社をいい、支配力基準による連結子会社（議決権 50%超の子会社を除く。）や関連会社（持分法適用会社）はこれに含まれない。

²⁶ 旧銀行法施行令 4 条 1 項等参照

- (注1) ここでいう「銀行等」には、銀行持株会社は含まれないものとする。
- (注2) ここでいう「子会社」は、議決権 50%超の会社をいう（非連結のものを含む）。
- (注3) ここでいう「連結子会社」は、支配力基準による連結子会社（議決権 50%超の子会社を除く。）をいう。
- (注4) 「受信者」が、与信者の子会社、与信者を子会社とする銀行持株会社、又は当該銀行持株会社の子会社（与信者の兄弟会社）に該当する場合は、受信者に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない。）。
- (出所) WG 第 1 回「事務局説明資料」より大和総研金融調査部制度調査課作成

(6) やむを得ない理由による適用除外

大口信用供与等規制は、やむを得ない理由があるとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は、適用されない。

「やむを得ない理由」としては、次のような事項が挙げられている。

【適用除外となる「やむを得ない理由」】

- ▶ 受信者が合併をし、共同新設分割^(※1)若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行等の「同一人」に対する信用供与等の額が限度額を超えることとなる場合
- ▶ 受信者の事業（一般電気事業を除く。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、銀行等が当該受信者に対して信用供与等の限度額を超えて与信をしないこととすれば、当該受信者の事業の継続に著しい支障が生ずるおそれがあること
- ▶ 勤労者又は労働者に居住環境の良好な（集団）住宅及びその用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行っている受信者^(※2)に対して、銀行等が信用供与等の限度額を超えて与信をしないこととすれば、当該受信者の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること^(※3)
- ▶ 一般電気事業を行っている受信者に対して、銀行等が信用供与等の限度額を超えて与信をしないこととすれば、当該受信者の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること
- ▶ 受信側グループに合算対象者が新たに加わることにより、銀行等の「同一人」に対する信用供与等の額が限度額を超えることとなること
- ▶ 銀行等が預金保険法上の破綻金融機関を救済するために合併等を行うこと
- ▶ 銀行等の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること^(※4)
- ▶ その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること

- (※1) 二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。
- (※2) 地方住宅供給公社その他の出資金の全額を地方公共団体が出資している法人又は日本勤労者住宅協会その他の営利を目的としない法人で金融庁長官の定めるものに限る。
- (※3) 信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に固有の項目。
- (※4) 増資等により信用供与等の限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。
- (出所) 旧銀行法 13 条 1 項、旧銀行法施行令 4 条 7 項、旧銀行法施行規則 14 条の 3 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

上記のような「やむを得ない理由」があるとして、銀行等から適用除外の承認の申請があったときは、監督当局は、「やむを得ない理由」の有無を審査する。承認にあたっては、監督当局は、今後の信用供与等の限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させることとしている²⁷。

(7) 罰則

我が国における大口信用供与等規制には、違反行為に対する罰則が設けられていない。そのため、違反行為に対しては、必要に応じて行政処分が行われることとなる。

(8) モニタリング

監督当局は、オフサイト・モニタリングの一環として、大口与信先（Tier 1 資本（国内基準行についてはコア資本）の額の 10%以上の与信先、又は与信残高が上位一定数以上の先）に対するリスクが顕在化した場合の影響額のモニタリング及びヒアリング等を実施している²⁸。

以上

²⁷ 旧「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-3-2-6（5）等参照

²⁸ 旧「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-3-2-6（1）③等参照